

現地審査の旅費に関する規則

第 0 0 2 版

(目的)

第1条 本規則は、プライバシーマーク審査センターが申請事業者に対して請求する交通費や宿泊費（以下、「旅費」という。）に関する規則を定めるものである。

なお、申請事業者に請求する旅費の算定基準については、本規則の附則に定める。

(定義)

第2条 本規則及び附則における用語の定義を、次のとおり定める。

	用語	定義
1	起点	プライバシーマーク審査センターの所在地とする。
2	着地	プライバシーマーク付与適格性審査における現地審査の主な受審拠点のことをいう。
3	旅程	プライバシーマーク付与適格性審査における現地審査で、起点から着地までの往復の移動行程（日数含む）のことをいう。

(旅程決定時の優先事項)

第3条 プライバシーマーク付与適格性審査に伴う現地審査（以下、「現地審査」という。）の旅程を組む際は、審査開始時間の遵守を最優先とする。

2. 前項を遵守する限りにおいて、より経済的な旅程を検討するものとする。

(旅程の種類)

第4条 旅程は、「前泊移動」と「当日移動」に大別する。

2. 「前泊移動」は、次に掲げる要件のいずれかにあてはまる場合に適用する。

審査開始時間が9時からの事業者及び以下の事項に関して該当する。

1) 形式審査の段階で大規模事業者と判定した事業者の場合

2) 着地が、長崎県、大分県、宮崎県、及び沖縄県含む九州本土以外の島にある場合

3) その他、審査開始時間の30分前までに着地に到着するのが困難とプライバシーマーク審査センターが判断する場合

3. 前項以外の場合は、「当日移動」とする。

(旅費の請求)

第5条 現地審査の旅費は、現地審査終了後に審査料と併せて請求する。なお、現地審査の旅費としては、「当日移動」の場合は交通費を、「前泊移動」の場合は交通費及び宿泊費を請求するものとする。

2. 見積書の発行はしないものとする。

3. 申請事業者は、プライバシーマーク審査センターの指定する金融機関に現地審査に係る

旅費を振り込むものとする。

なお、振り込み手数料は申請事業者が負担するものとする。

4. 請求にあたって、プライバシーマーク審査センターは旅費に関する証拠帳票ないしはその写しを添付しないものとする。
5. 申請事業者の都合により現地審査日が変更となり、旅費のキャンセル料が生じた際は、プライバシーマーク審査センターはこれを請求できるものとする。
ただし、プライバシーマーク審査センターの都合や天候等やむを得ない場合による現地審査日変更の場合は、この限りではない。
なお、キャンセル料の請求の際は、証拠帳票ないしはその写しを添付するものとする。
ただし、公共交通機関等の証拠帳票は添付しないものとする。

(旅費の算定基準)

第6条 申請事業者に請求する交通費または宿泊費の算定は、附則「旅費の算定基準」に基づいて行うものとする。

2. 最寄り駅等と着地間のタクシー利用は、申請事業者の了解があった場合のみ行い、審査員が提出した証拠帳票に基づき旅費と併せて請求するものとする。
3. 申請事業者の事情によって後泊を余儀なくされた場合は、後泊に伴う追記料金を合算して請求するものとする。(例外事項)

第7条 止むを得ない事情により、第6条に定める運用以外の手段を申請事業者側が求める場合は、現地審査の日程調整の段階でプライバシーマーク審査センターに申し出た場合のみ、これに対応するものとする。

ただし、本条は申し出内容を受け入れることを保証するものではない。

(審査の中止)

第8条 プライバシーマーク審査センターは、審査料及び現地審査旅費の振込のない間、審査を中止することができる。

以上

附則「旅費の算定基準」

ケース	着地の所在地	
1. 当日移動の場合	(1) 熊本県内	<p>①起点から着地までの距離1キロメートルあたりに37円をかけて算定する。</p> <p>距離については、容易に閲覧可能な公開されている情報を用いて得られる最短距離をその対象とする。</p> <p>なお、距離の端数は切り捨てるものとする。</p>
	(2) 熊本県外	<p>①JR九州を主とする公共交通機関の利用料金で算定する。</p> <p>なお、起点から熊本駅までの往復は、距離1キロメートルあたりに37円をかけて算定する。</p> <p>②熊本駅から最寄りの駅までの距離が50キロメートルを超える場合は、新幹線または特急車両を利用するものとし、その利用料金をもとに算定する。</p> <p>ただし、新幹線または特急車両を利用する場合で、いわゆる2枚切符のような変更可能な割引切符がある区間の場合は、その自由席の料金で算定する。</p>
2. 前泊移動の場合	(1) 九州本土内	<p>①交通費と宿泊費との合算した額を請求する。</p> <p>交通費は、1.(2)と同様とし、都市間バスが運行されている場合は都市間バスを利用するものとする。</p> <p>宿泊費は、一律8千500円を請求するものとする。</p>
	(2) 九州本土外	<p>①熊本空港発着の包括旅行商品（いわゆるパック旅行商品）がある場合、下記商品の該当する日程の額をもとに算定し、請求するものとする。</p> <p>商品名：ANAスカイホリデーANAシティプラン ANAトラベラーズダイナミックパッケージ</p> <p>を優先とし、JALダイナミックパッケージ他のパックツアーを使用する場合もある。</p> <p>②熊本空港発着の包括旅行商品がない場合、または運休等で運行していない場合等、他の空港発着で選定し、交通費は公共交通機関を利用して移動した額を、宿泊費は2の(1)の①をもとにそれぞれ算定し、請求するものとする。</p> <p>③算定は現地審査決定後速やかに対応する。</p>